

申告相談会場等のご案内

確定申告は正しくお早めに

令和2年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告期間は、令和3年2月16日（火）から令和3年3月15日（月）まで、令和2年1月1日から令和2年12月31日までの課税期間における消費税及び地方消費税の確定申告期間は、令和3年1月4日（月）から令和3年3月31日（水）までとなっています。

また、令和2年分の贈与税の申告期間は、令和3年2月1日（月）から令和3年3月15日（月）までとなっています。

税務署及び申告相談会場では、咳・発熱等の症状がある方や体調のすぐれない方は、来署（場）をご遠慮いただいております。来署（場）される皆様の健康と安全を考慮し、職員の手洗い・うがいやマスク着用など、感染予防対策を講じています。来署（場）される皆様についても、手洗い、マスクの着用など、感染予防へのご協力をお願いします。

なお、令和2年分の申告相談会場では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、混雑を回避するため、後日の来場をお願いする場合があります。

確定申告書は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」から、ご自宅で作成し、e-Tax又は印刷して郵送等により提出することもできますので、是非ご利用ください。

詳しくは、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）をご覧ください。最寄りの税務署にお尋ねください。

鹿屋税務署関係

税務署が開設する申告相談会場は、P10～P11に記載のとおりです。また、ご自宅でもパソコンやスマートフォンから国税庁ホームページを利用して申告書を作成し、e-Taxによる送信又は印刷して郵送等により提出することができます。

税務署が開設する申告相談会場

○開設場所 鹿屋合同庁舎4階会議室（鹿屋市西原4丁目5番1号）

○開設期間 令和3年2月16日（火）から令和3年3月15日（月）まで
（土、日、休祝日を除く。）

（注）開設期間前は、申告相談会場を設けておりませんので、開設期間中にお越しください。

○受付時間 午前9時から午後4時まで

鹿屋税務署 ☎0994(42)3127 ※自動音声案内

確定申告に関するご相談は、「0」番を選択してください。「確定申告電話相談センター」におつなぎします。